

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和3(2021)年4月21日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「ある会社経営者が社員に向けて話している内容を紹介する。その業界は、コロナ禍が長引いていることに加えて国の政策や他業界からの参入などもあり、非常に経営環境が悪化しており、その業界は苦境にあると連日のようにマスコミで報道されている。そういう中であって、社員達は非常に不安を覚えていると思われるが、社員には、当社に関しては少なくとも心配に及ばないと伝えている。この10数年間を振り返ってみても、リーマンショックや東日本大震災等様々な危機に直面してきたわけだが、役職員が互いに結束し知恵を絞り出すことで乗り越えてきた。そういう経験があって、今回の危機も必ず乗り越えられると確信を持っている。しかし、今回のコロナ禍の大きく強固な壁はそう容易に乗り越えられることなく、少なくとも3つのことを社員みんなと一緒に進めなければ、乗り越えていけないという考えを述べている。まずは、社員の1人1人が計画を深く理解して共有し、同じ方向に足並みを揃えて歯車を回して欲しいということ。ケネディ大統領の就任演説の一節である『我々は一致団結すれば成し得ないことはほとんどない。逆にバラバラだと何事も成し遂げられない』という趣旨の言葉を引用しながら話をしている。次に、コロナ禍の中では経営環境が不可逆的に変わりつつあることから、我々も変化を恐れずにそれぞれに知恵を出して、この変化に対応していかなければならない。『危機』という言葉は『危険』の意味と『機会』の意味を持つ2つの漢字に分けられると考え、機会を『好機』に捉えて変化していけば、必ずその先に我々は勝ち残れる、そういう未来が現れるのだとも話している。それから、最後まであきらめることのないようにしっかり頑張っていこうということ。実は多くの経営者はこういう危機にあたっては『このままでは会社が無くなってしまふぞ。だから頑張って貰わなければならない。』と、恐怖心を煽るような話をする場合が多いが、やはりそういう話し方をすると、既に社員が多くの不安を感じている中でさらに不安を助長しかねない。こういう思いから、できるだけポジティブに『こういう状況だけれども、必ずそこは突破できる。』とか『ただし、それには幾つかのやらなければならない事柄があり、それをしっかり実行すれば必ず道は開けていく。』という様な言い方をしていく。こういうことが非常に大事だと話をしている。警察が置かれている環境も、決して優しいものではない

と私は思っている。それぞれの部長が部下に対して話をする機会が多いと思うが、その時に恐怖心を煽るような話し方ではなく、前向きでポジティブな話し方の中で理解を求め、一致結束してやっていこうという雰囲気作りを出来る限り行っていけば、組織の活性化に繋がり目標を達成できる、そういうことが可能になってくるのではないかと私は考えている。参考にしてもらえればと思う。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 岩手県警察における次世代育成支援及び女性職員の活躍推進のための行動計画に示す数値目標の設定について

警察本部から、「次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、平成28年に旧計画を策定してワーク・ライフ・バランスや女性の活躍のための施策を推進してきたが、計画期間終了を受けて本年3月に新たに計画を策定した。本計画の根拠となる2つの法律は、職員のワーク・ライフ・バランスの確立を図るという点で内容が一致し、それぞれの要件を満たし期間を同一にすれば、行動計画を一体的に策定することが可能とされていることから、県警察の計画は両法の内容を具備して一体化したもの。行動計画の期間は5か年である。次世代育成支援及び女性職員の活躍推進に関する取組のうち、職員の意識と価値観の改革については、引き続き、時間外労働や休暇取得に対する考え方、性別役割分担意識の払拭など、職員の意識改革を進めると共に、仕事と家庭の両立支援制度等、多様な働き方が受け入れられる組織文化を醸成していくこととしている。また、年次休暇の取得目標については、旧計画では年平均取得日数の目標を10日間としていたところ、平成30年以降、目標を達成している状況を踏まえ、『令和7年末までに平均15日以上』に引き上げている。引き続き業務の合理化を推進すると共に、幹部の率先した取得等の奨励に努め、休暇を取得しやすい環境作りを進める。併せて、本部内各所属と警察署、あるいは個人間の休暇取得格差についても引き続き留意していく。超過勤務の縮減については、引き続きワーク・ライフ・バランス推進のため、職員の意識啓発、業務の合理化を図っていく。仕事と育児・介護等の両立支援については、女性職員の活躍のためには男性職員が家庭生活に関与できる環境の整備の推進が不可欠であり、今回の改正では、男性職員の育児休暇・休業の取得促進に向けて、3つの目標を設定した。さらに、男性職員の育児休暇・休業の積極取得に向けて、本部長から個別に、お祝いの言葉と制度を利用してしっかりと育児に取り組んでほしい旨を記したメッセージを送っているほか、今後は、出産を控えた職員とその幹部に、出産と育児に向けた計画的準備と制度の積極的利用を促すメッセージを、順次送っていく。ハラスメントの対策については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正に伴い、パワハラに対して事業主が講じるべき措置、セクハラやマタハラの防止等に関する規定が整備されたことから、県警察においても昨年6月、あらためてハラスメントの防止に関する訓令通達を発出している。ハラスメントはワーク・ライフ・バランスの推進に大きく影響を及ぼすものであり、引き続き防止に努める。最後に、女性職員の活躍推進に関して、女性警察官の割合は旧計画において、令和4年度当初までに全警察官中の女性警察官の割合を10%とする目標としていたところ、過去5年は0.3%から0.5%の増加で推移している状況を踏まえて、新計画

では令和7年度までに11%を目指すこととした。」旨の報告があった。

《 委員質疑 》

「3つの目標のうち、『男性職員が配偶者出産休暇又は育児参加休暇を1日以上取得する割合を100%にする』は、旧計画からの継続で良いと思うが、『男性職員が配偶者出産休暇、育児参加休暇を5日以上取得する割合を50%にする』の項目の50%という数値。また、『育児休暇を取得する割合を15%以上』の15%という数値は、どのような検討をした結果こうなったのか。」

→本部発言

「『5日以上取得する割合を50%に』に関して、旧計画では『連続して5日以上取得する割合』の目標であり、実績が40%台にとどまったことから、同休暇が1日ごとに分散して取得ができるよう『連続して』の文言を削除した。また、『連続して』との条件下で40%だったことを考慮し、新たな目標では取得割合が上がるとの予測から50%という目標数値を設定した。また、該当する男性職員の『育児休暇を取得する割合を15%以上』にどの目標は、今回新たに設定している。県警察では平成29年から3年間、男性職員の育児休暇の取得がない状態が続いたが、男性職員に対する育児と仕事の両立の支援に関する周知の徹底を図り、令和2年には6.1%の人が育児休暇を取得するという状況に至ったことから、今後も計画的に周知を図り取得数を上げていくという趣旨の目標である。」

《 委員発言 》

「ワーク・ライフ・バランスと女性の活躍推進の一体化という話であったが、それぞれが別問題という発想を無くすことが大事であり、そういう方向に進むことは良いと思う。また、男性の育児休業取得の目標が今回新設されたことはとても大事だが、『育児休暇は夫が手伝いの的に休む』という発想では、あまり価値がないと思う。本来の目的は、夫婦は一緒に子供を育てると同じ立場であるとの当たり前の発想が広がってほしいと思う。そういう点で、男性の育児休業が選択できるのは良いと思う。県警察でも警察職員同士の夫婦が増える中、夫婦それぞれに仕事があるわけで、誰が子供を見るほうが家庭あるいは職場にとって良いのかを冷静に判断して選べるという、選択の自由があるとしたら、とても有効ではないかと思う。例えば、一年のうちで半年は夫、半年は妻というように力を合わせられるのであれば、なお一層、一緒に育てていくという考え方に沿うことから、是非進めていただきたい。以前、警察組織は硬派な男性社会であったが、そこに女性が採用されるということは単に働き手として女性がほしいというわけではなく、様々な多様性がある中で色々な人が組織にいて、女性を生かすという強みもある。『女は気配りをしろ』とか、そういう中で育ってきた私達世代は、何となくアンコンシャス・バランスというのが生じがちで、なかなか新しい道を開けないが、これからの人たちは意外にそれがフラットに考えられると思う。『男がやるべき、女がやるべき』ではなく、『誰がやったらこの仕事は効率的なのか』と考えられる組織になっていけば、男性も女性もどちらも輝けるような、適材適所の組織になっていくのではないかと思う。今は『女性』という枠を設けてもらうことや、枠が確実に広がることも大切だが、女性の側も一人の警察官として頑張る、目標を持つ、切り開くという意識を育てていかなければ

ればならない。さらに、何故こういうことを打ち出すのかという理由や本来の目的を共通理解する場を設けていただき、若い世代が仕事との両立をしながら子育てをしていけば、次の世代では確実にそれが当たり前になっていく。時間がかかると思うが、是非、今の取組を目的を見失わずに進めてほしい。出来ることならば、女性職員が県警察の意思決定の場面に参画できるようになれば、女性の活躍も本物かなと思うことから、登用にも配慮していただきたい。」

《 委員発言 》

「女性警察官の割合を11%との目標にしたことは素晴らしいことだと思うが、将来に向けて、役職者における女性の割合を何%に向けて進めていくかということも、目標を設定して進めていくことが必要だと思う。今の段階では比率が低く難しいことと思うが、将来的には検討してほしい。」

○ 警察あて苦情の受理・処理状況について（令和3年3月末現在）

警察本部から、「令和3年3月末現在における警察あて苦情の受理・処理状況について、3月中における苦情受理は2件、本年累計は9件で前年同期比で1件減少した。3月中の処理は5件であった。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「5、6年前に勇退間近の事務職員と話す機会があり、その時、若手職員に憂慮していることがあると聞いた。どういうことかということ、どうしても事務職員の意識として、警察という組織は、警察官が表舞台に立っている組織で自分たちはその裏方と考え、県民からどう見られているかということ意識していない職員が多くなっているのではないかと思うと話していた。しかし、警察署に行けば、来庁者や出入業者が一番最初に話をするのは警察官ではなく事務職員であり、実は、事務職員は警察署の顔だということ意識すべきだと話しており、私もなるほどと思った。このことは職員全員が意識しなければならないと思い、話をさせてもらった。」

○ 令和2年度の開示請求の状況について

警察本部から、「令和2年度における情報公開条例、個人情報保護条例に基づく開示請求について、2つの条例で開示請求対象となるものはいずれも、組織が保有する文書で、情報公開条例では請求者本人を含めて個人情報開示できないとされている。よって、請求者本人に関する個人情報は、個人情報保護条例での開示、それ以外は情報公開条例での開示請求となる。情報公開条例に基づく開示請求は、公安委員会宛ての開示請求は0件、警察本部長宛ての請求は令和元年度から5件増加して51件であった。これらの措置として全部開示が24件、部分開示が37件、非開示が6件、取り下げが3件、現在処理中のものが1件となる。請求の内訳として、公契約関係が26件、懲戒処分等が14件、その他が11件であった。なお、措置件数が請求件数を上回っているのは、請求にかかる文書を複数の所属が保管し、それぞれの所属で措置を決定したことによるものである。個人情報保護条例に基づく開示請求は、公安委員会宛ての開示請求は0件、警察本部長宛ての請求は令和元年度から1件増加して40件であった。これらの措置として全部開示が24件、部分開示が16件、非開示が1件となる。請求の内訳として、相談記録簿が36件、その他が4件であった。」

旨の報告があった。

《 委員質疑 》

「情報開示に関する異議の申し立てはあるか。」

→本部発言

「令和2年中は無い。」

【交通部議題】

○ 春の全国交通安全運動期間中（4月6日～15日）における交通事故発生状況について【速報値】

警察本部から、「4月6日から15日までの10日間で行われた、春の全国交通安全運動期間中の交通事故発生状況について、死者数は0人と良好な結果であったが、発生件数は39件、傷者数42人で、昨年の運動期間中に比べていずれも増加している。特徴としては、高齢者が関係する交通事故が20件、子供が関係する交通事故も2件と増加した。なお、4月10日土曜日は全国で『交通事故死ゼロを目指す日』として取り組み、残念ながら全国で数名発生しているが、4月8日には交通死亡事故が全国で0件0名となり、昭和43年に統計を開始して以来、初めてのことであった。交通違反取締状況については、一時不停止、酒酔い等の違反は減少、横断歩行者妨害は同水準、速度超過、信号無視、携帯電話は増加するなど、期間中の取締件数合計は前年比で85件増加した。交通違反取締りはテレビ広報を前提に、4月7日には見前小学校前の通学路で可搬式オービスによる速度取締り、12日には県下30か所における県下一斉横断歩行者妨害取締りを実施した。期間中における主な施策として、県民に周知を図るためのテレビ放映を念頭に置き、交通取締状況の公開等、本部と各署が工夫を凝らし、連携を図りながら広報対応をした。引き続き、高齢運転者への出向く活動や、運転者や歩行者に対する安全意識を高める活動を推進する中で、交通事故発生件数と事故死者数の減少に努めてまいりたい。」旨の報告があった。

《 委員質疑 》

「交通安全期間中の違反取締り状況で速度超過が多く、可搬式オービスによる取締りが多くなったとの報告があった。それ以外でもかなりの件数があったようだが、高速道が多いなどの傾向はないのか。」

→本部発言

「速度取締りは、パトカーに車載の機器を用いた取締りなどがあり、高速道の取締りだけが特に多いという傾向はなかった。一方、可搬式のものには取締りの際に「この路線は速度取締りをしています」という看板を掲示しており、取締りの件数はともかく、抑止効果は相当あると考えている。」

《 委員発言 》

「運転者の意識を高めていくのが大事だと思う。その一方で、高齢者にも横断の仕方などを広報をしていかなければならないと思う。また、他県だったと思うが、道路規制が変わったにも関わらず変更前の規制に基づき取締りをしたという事例があった。新たな規制をする時はいいが、変更した時の確認が大切だと思うので、そのようなことがないように確認をお願いしたい。」

○ 専決事務処理状況（令和3年1月～3月）について

警察本部から、「交通部が所管する事務のうち、大きく増減が認められるものについて説明する。交通企画課関係では、緊急自動車の指定届出が104件、前年同期比で約116%増加したが、これは主に消防車の入れ替えが増加したためである。交通規制課関係では、道路標識・表示の設置のうち、一時停止が14件で前年同期比100%の増加、その他が76件で約230%の増加が見られたが、これは期間中に三陸自動車道路や宮古・盛岡横断道路における未開通期間の供用開始に伴い、最高速度、指定外進行禁止標識、一時停止標識等が新たに設置されたことによるもの。また、署長専決の駐車禁止除外標章の交付のうち、用務車が56件、前年同期比で250%の増加となったが、うち53件は警察車両に交付されている標章の更新であった。」旨の説明があり、決裁した。

■個別会議

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 監察課

第36回危険業務従事者叙勲勲章伝達式における委員長の挨拶（案）についての説明、決裁

○ 人身安全少年課

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令実施報告